

自民・公明による教育基本法改悪の強行採決に抗議！憲法を守り、子どもと教育を守るために総力！

「近所のみなさん。日本共産党です。

教育基本法改悪法案が、十五日、自民党と公明党・与党だけの賛成で強行採決されました。子どもたちの学びと、日本の教育、日本の未来に大きな影響を及ぼす、教育基本法の改悪を強行した、自民党と公明党に対して、強く抗議します。保護者・親と教師、国民が、いっそう力を合わせて、子どもと教育を守っていくことを、心から呼びかけます。しばらくの間のご清聴とご協力を、よろしくお願いいたします。

みなさん。日本共産党は、何よりも子どもと教育、国民の立場で、問題点を追及してきました。

教育基本法改悪法には、今まではなかった、「わが国と郷土を愛する態度を養う」という文言(もんごん)が盛り込まれました。

しかし、みなさん。

国家が国民に対して、特定の徳目を押し付けるのは、「思想および良心の自由は、これを犯してはならない」と言っている、憲法第十九条に照らして、絶対に許されないことです。とりわけ、その時々政府が、子どもたちに対して、「愛国心」を強制するなどということは、あってはならないことです。愛するに足る国をつくることこそ、大人の責任ではないでしょうか。

日本共産党が、「愛国心通知表」をつきつけて追及すると、政府は、「子どもの愛国心を評価することは適切ではない」と、答えざるをえませんでした。また、「日の丸・君が代」の強制に関して、『日の丸・君が代』を批判する子どもと国民の、思想・良心の自由も保障されなければならないはずだ」とただすと、政府は、しぶしぶではありましたが、「批判する子ども思想・良心の自由も保障しなければならない」と、答えざるをえませんでした。

みなさん。かつて、日本がアジア・太平洋全域に侵略戦争を進めていたとき、学校では、先生たちが、国策に従って、戦争のために命を投げ出す、軍国少年と軍国少女を育てていました。この反省の上にならなくて、戦後の教育はすすめられ、そのよりどころとなってきたのが、教育基本法第十条でした。ところが、こんどの教育基本法改悪法は、大事なこの第十条の、教育は「国民全体に直接に責任を負って行われるべきもの」というところを、削除してしまいました。法律さえつくれば無制限に国家が介入できる仕組みに変えてしまいました。

しかし、みなさん。一九七六年の最高裁判所判決は、「国家権力による教育内容への介入、はできるだけ抑制的でなければならぬ」と言っています。日本共産党が、このことを追及すると、政府も、この最高裁判所判決の立場を認めざるをえませんでした。

みなさん。

そもそも、「なぜいま基本法の改定が必要なのか」、政府は最後まで、まともな説明ができませんでした。そればかりか、「国民の理解を得た」場所であったはずの、教育改革タウンミーティングは、質問者も質問内容も、参加者も、あらかじめ決められていた、政府自身の「やらせ」と「さくら」だったことが明らかになりました。政府が「世論誘導」をしてきた教育基本法改悪法は、本来、撤回するのが筋だったのではないのでしょうか。

政府は、安倍首相の百万円の減給をはじめ、「やらせ」にかかわった二十六人の担当者の処分を決定しましたが、それですむ問題ではありません。

日本共産党は四野党の合意にもとづいて、最後まで廃案めざして闘う立場を貫きました。ところが、最後の段階で、民主党が、安倍首相の責任を追及する問責決議案の提出に反対したのは、どういうことでしょうか。残念ながら、与党とうりふたつの教育基本法改定案を提出した、民主党の弱さが、露呈したといってよいのではないのでしょうか。

みなさん。

今回の教育基本法改悪に対して、競争教育のひずみや、「いじめ」問題など、現場で苦勞する先生たちが、現場をいっそう困難にする改悪はしないでと、立ち上がりました。弁護士さんたちの団体も反対の声をあげ、世論調査でも、改悪に反対、ないし、慎重審議を求める声が圧倒的でした。これからも、子どもと教育を守るために、力を合わせていこうではありませんか。その大きなより所となる、憲法改悪を許さない運動を、もっともっと広げていこうではありませんか。

ご協力ありがとうございました。